

## 訪問看護重要事項説明書

〈令和6年5月1日現在〉

## 1 事業所の概要

## 1) 法人名、事業所名称及び事業所番号、サービス提供地域

事業所（法人）の名称	FSK株式会社
法人種別	株式会社
法人の所在地	愛知県名古屋市中川区法華一丁目53番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 川原 岳志
連絡先	電話：(052)365-5657 FAX：(052)365-5655
設立年月日	平成12年 11月 1日

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション またはり
事業等の種類	訪問看護、介護予防訪問看護
事業所の所在地	愛知県名古屋市港区寛政町2丁目4番地 Popolare MY 104号室
管理者	杉本 由佳
連絡先	電話：(052)661-9020 FAX：(052)661-9021
指定年月日	令和4年 5月 1日
介護保険事業所番号	2361190214
サービス提供地域	名古屋市港区、中川区、中村区、熱田区、南区

※上記地域以外への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。（片道1kmあたり30円）

## 2) 事業所の職員体制 令和6年5月1日現在

看護職員

保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上

## 3) サービス提供日及び時間帯

営業日	月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3除く）
サービス提供時間帯	9時～17時30分
緊急対応	24時間連絡体制をとっており、緊急時はいつでも対応します。

## 2 当事業所の特色等

### 1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

### 2) 運営方針

- (1) 訪問看護ステーション または たり（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

### 3) サービスの内容

- (1) こころと体の健康チェック
- (2) 清潔のケア(清拭・洗髪・入浴)
- (3) 食事についてのケア
- (4) 口腔ケア、リハビリ
- (5) 排泄の介助・管理
- (6) 床ずれの予防・処置
- (7) リハビリの援助
- (8) 医療機器などの管理・指導
- (9) ご家族への介護支援・相談
- (10) ターミナルケア
- (11) その他の看護

※サービスの利用にあたっては、医師の指示書が必要です。指示書の交付の際、別途料金がかかります。料金は医療保険証の負担割合により異なります。

### 4) 訪問看護サービスの利用料

#### (1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。状態に応じて加算がある場合があります。

- ・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

#### ※別途料金

- ①在宅で死亡診断を受け、その後の処置を訪問看護ステーションに希望される場合は、看護師が訪問して行います。 訪問処置料 12,000円
- ②場合により、営業時間外に加算があります。

#### ※その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

#### (2) 医療保険給付対象サービス

【訪問看護費】医療保険症の負担割合により異なります。

【加 算】状態に応じて加算がある場合があります。

【交 通 費】無料、訪問範囲外の場合は片道1kmあたり30円

## 【別途料金】

- ①在宅で死亡診断を受け、その後の処置を訪問看護ステーションに希望される場合は、看護師が訪問して行います。 訪問処置料 12,000円
- ②場合により、営業時間外の加算があります。

※ サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。  
※ 通常の事業実施区域外のご利用者は、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。  
※ 料金は、医療保険各法等の改定後は、改定後の料金が適用されます。

## 5) 利用料等の支払い

### (1) 支払方法の選択

利用料は1ヶ月単位とし、毎月10日までに前月分の請求書をお渡し致します。  
月末までにお支払いください。

- 集金による現金払いの場合  
訪問時に集金します。
- 引き落としの場合  
毎月10日頃に引き落としを致します。※手数料はお客様負担です。
- 金融機関振込み ※振込み手数料はお客様負担です。

### (2) 領収書の発行

お客様からお客様負担金のお支払いを受けたときは、領収書を発行します。

### (3) サービス提供証明書の発行

償還払いの手続き等に、サービス提供証明書が必要な時はお申出ください。

## \*キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

利用日の前日までにご連絡をいただかない場合	1,000円/回
-----------------------	----------

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

## 6) サービス内容に関する苦情等相談窓口

個人情報取り扱い、サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口までお申し付けください。

当事業所お客様相談 窓口	担当者 : 杉本 由佳 ご利用時間 9:00~17:30 ご利用方法 電話 (052)661-9020 FAX (052)661-9021
公共機関等の 相談・苦情窓口	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 (052) 972-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会 (052) 971-4165

## 7) 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかにお客様の主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、管理者、市町村、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先(家族等)	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

8) 損害賠償について

下記の損害保険に加入しています。

保険会社	保険内容
東京海上日動火災保険株式会社	訪問看護事業者賠償責任保険

9) お客様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

10) 個人情報の取り扱いについて

当事業所の個人情報の利用目的は以下のとおりです。

1 利用者へのサービス提供に必要な利用目的

- ・ 訪問看護サービスの提供
- ・ 利用者サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、サービス担当者会議、サービス照会への回答
- ・ その他の業務委託
- ・ 家族等への心身の状況説明

2 事業所の管理運営業務

- ・ 介護保険・医療保険事務
- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告(市町村、損害保険会社など)
- ・ 当該利用者の介護サービスの向上
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ 関係法令に基づく行政機関等への報告等
- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- ・ その他、当事業所の管理運営業務に関する利用

3 その他の利用目的(利用の際は、改めてご了解をいただいた上で利用させていただく項目です)

- ・ 学生の実習への協力
- ・ 当事業所で行われる事例研究

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

上記事項について同意されない事項がある場合はお申し出ください。同意が得られなかったとしても従来と同じ適切な介護サービスを受けられることには変わりありません。又、同意の内容はいつでも変更することができます。

#### 11) 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

#### 12) その他

- (1) 利用者が訪問看護師の変更を希望される場合は、変更を拒む正当な理由が無い限り、対応いたします。お気軽にご相談ください。
- (2) サービスの提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意して下さい。
  - ① 訪問看護師等は年金等の金銭の取り扱いはいたしません。
  - ② 訪問看護師は、療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。食事の準備など、家事等の業務についてはいたしません。
  - ③ 訪問看護師に対する贈り物や飲食などのおもてなしは、お受けできません。

## 医療保険による訪問看護利用料料金表

サービス内容		加算金額
基本 項目	基本療養費Ⅰ 週3日まで 週4日以降 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	5,550 円/回 6,550 円/回 12,850 円/回
	基本療養費Ⅱ (同一施設への訪問) ・同一日に2人 週3日まで 週4日以降 ・同一日に3人以上 週3日まで 週4日以降 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	5,550 円/回 6,550 円/回 2,780 円/回 3,280 円/回 12,850 円/回
	基本療養費Ⅲ 外泊中の訪問看護に対し算定 入院中に1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能	8,500 円/回
	管理療養費 1日目 2日目から(訪問看護管理療養費1の場合) 2日目から(訪問看護管理療養費2の場合) ※訪問看護管理療養費1の基準:訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が7割未満であって、特掲診療科の施設基準など第七に掲げる疾病等の者及び別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有する場合に算定	7,670 円/日 3,000 円/日 2,500 円/日
特別管理加算 Ⅰ:気管カニューレ・留置カテーテル等管理 Ⅱ:その他	5,000 円/月 2,500 円/月	
24時間対応体制加算 24時間連絡体制に加え、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制	6,520 円/月	
加 算	緊急時訪問看護加算 月14日目まで 月15日目以降	2,650 円/日 2,000 円/日
	夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時) 深夜訪問看護加算(22時～6時)	2,100 円/回 4,200 円/回
	難病等複数回訪問看護加算 1日2回訪問した場合 1日3回以上訪問した場合	4,500 円 8,000 円
	情報提供療養費:連携のため市町村へ情報提供 訪問看護情報提供療養費1 訪問看護情報提供療養費2 訪問看護情報提供療養費3	1・1,500 円/月1回 2・1,500 円/月1回 3・1,500 円/月1回
	ターミナルケア療養費:1.訪問看護ターミナルケア療養費1 2.訪問看護ターミナルケア療養費2	1・25,000 円/死亡後 2・10,000 円/死亡後
	長時間訪問看護加算:①～③の対象者に1時間30分以上訪問看護を実施 ① 人工呼吸器を装着している者 ② 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者 ③ 特別な管理を必要とする者	5,200 円/週1回目 まで

④ 小児については、人工呼吸器を装着していない超重症児・準超重症児（指示書に判定スコアの記載が必要）	5,200 円／週 3 回目まで
複数名訪問看護加算 看護師等と訪問（週 3 回まで） 看護補助者と訪問（週 3 回まで） ※同一建物 2 名までの場合 ※厚生労働大臣が定める疾患については回数制限なし	4,500 円／週 1 回のみ 3,000 円／週 3 回限度 ※1 日 1 回 3,000 円 1 日 2 回 6,000 円 1 日 3 回 10,000 円
乳幼児加算／幼児加算 厚生労働大臣が定める者 上記以外	1,800 円／日 1,300 円／日
退院時共同指導加算：退院・退所時に共同で指導、文書提供	8,000 円
特別管理指導加算：退院後、特別な管理が必要な者に対して上記に追加	+2,000 円
退院支援指導加算：退院日に療養上必要な指導を実施	6,000 円
在宅患者連携指導加算：文書による情報の共有、指導	3,000 円／月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算：利用者の状態の急変、診療方針の変更等に関係職種が一堂に会しカンファレンス、指導（月 2 回まで）	2,000 円／回
悪性腫瘍利用者の緩和ケアに係る専門褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12,850 円／月
看護・介護職員連携強化加算：痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合の連携に関する評価を設ける	2,500 円／月 1 回
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円／月 1 回

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪によって頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出た場合、一月につき指示の日から 14 日を限度として、（但し、ア．気管カニューレを使用している状態 イ．真皮を越える褥瘡の状態のかたについては、月 2 回まで）訪問看護が適用となります。

訪問提供時間帯		単位
営業時間内で 2 時間を超える訪問（長時間訪問看護加算の対象外の時）	9:00～17:30	30 分毎
休日の訪問		30 分毎
週 3 回を超える訪問（回数制限のある方）		1 回

3.その他利用料（ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額）  
これらは実費自己負担になります。

4.その他利用料（交通費等実費）

交通費	無料、訪問範囲外の場合 片道 1km あたり 30 円
死後の処置料	12,000 円+処置材料費

## 訪問看護 契約書

様（以下「利用者」とします）と訪問看護ステーション または（以下「事業所」とします）は、訪問看護サービスの利用に関して重要事項の説明を受け、次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 事業所は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。利用者は、事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から解約の申出日までとします。

2 入院、入所等で3ヶ月以上ご利用がない場合は、契約を終了させていただきます。

（運営規程の概要）

第3条 事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

（訪問看護サービス計画の作成・変更）

第4条 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画書」を作成します。介護保険の場合は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って、「訪問看護サービス計画書」を作成します。

2 訪問看護計画には、利用者の症状の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。

（1）利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合

（2）利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

4 前項の変更の際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

5 事業所は、訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

（主治医との関係）

第5条 事業所は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

2 事業所は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

（担当の訪問看護師）

第6条 事業所は、利用者のため、担当の訪問看護師を定め、利用者に対して訪問看護サービスを提供します。

2 事業所は、担当の訪問看護師を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。

3 利用者は、事業所に対し、いつでも担当の訪問看護師の変更を申し出ることができます。

4 事業所は、前項の申出があった場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように担当の訪問看護師を変更します。

（訪問看護サービス内容及びその提供）

第7条 事業所は、訪問看護師を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の訪問看護サービスを提供します。

2 サービス従事者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

3 事業所は、利用者の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。



4 利用者及びその後見人(後見人がいない場合は利用者の家族)は、必要がある場合は、事業所に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業所の業務に支障のない時間に行うこととします。

(保健医療福祉サービス等との連携)

第8条 事業所は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、病院、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、及び保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第9条 利用者は、事業所が利用者のために訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第10条 事業所は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業所が提供した訪問看護サービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 事業所は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第11条 事業所は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第12条 事業所が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業所に支払います。

3 事業所は、提供する訪問看護サービスのうち、医療保険・介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業所は、事業所の通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを利用者に請求することができます。

5 事業所は、利用者が正当な理由もなく訪問看護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

6 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

(利用者負担額の滞納)

第13条 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、事業所は、30日以内の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、事業所は、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとしします。

3 事業所は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を解除することができます。

4 事業所は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

(秘密保持)

第14条 事業所は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

(利用者の解除権)

第15条 利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業所の解除権)

第16条 事業所は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 事業所は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第17条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が要介護(支援)認定を受けられなかったとき。
- 二 利用者が第15条により契約を解除したとき。
- 三 利用者が第13条又は第16条により契約を解除したとき。
- 四 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 五 利用者が死亡したとき。
- 六 その他解約せざるを得ない状況が生じた場合。

(損害賠償)

第18条 事業所は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第19条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業所は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令の定めるところによります。

(協議事項)

第22条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い誠実に協議した上で解決するものとします。

第23条

(社会情勢及び天災)

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

訪問看護サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書及び訪問看護利用料金金表についての交付を受けて上記の通り契約を締結します。

また、第8条に規定する個人情報の使用について同意します。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者、事業所の各署名押印して1通ずつを保有します。

年 月 日

- ※ 24時間対応体制加算に 【 同意する ・ 同意しない 】  
必要時の緊急訪問に加えて、営業時間における利用者や家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制設備がある場合、また利用者の同意を得られた場合算定する。
- ※ 区の福祉保健サービス課への情報提供を 【 了承する ・ 了承しない 】  
(医療保険の方)
- ※ 複数名訪問看護加算を 【 同意する ・ 同意しない 】

《 利用者 》

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※利用者代理人を選任した場合

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印

《 家族 》

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄 )

《 法人名 》

所在地 愛知県名古屋市中川区法華一丁目53番地

法人名 FSK株式会社

代表取締役 川原 岳志

《 事業者 》

所在地 愛知県名古屋市港区寛政町2丁目4番地 Popolare MY 104号室

事業所名 訪問看護ステーション またはり

管理者名 杉本 由佳